

軽度者に対する福祉用具貸与届出要否判断基準

◇車いす及び車いす付属品

厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する認定調査の結果	
(一) 日常的に歩行が困難な者	1-7が「できない」	(一) (二) のいずれかに該当すれば届出の必要はありません。
(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 (※1)	該当する認定調査結果なし	

◇特殊寝台及び特殊寝台付属品

(一) 日常的に起き上がりが困難な者	1-4が「できない」	(一) (二) のいずれかに該当すれば届出の必要はありません。
(二) 日常的に寝返りが困難な者	1-3が「できない」	

◇床ずれ防止用具及び退位変換器

日常的に寝返りが困難な者	1-3が「できない」	左記に該当すれば届出の必要はありません。
--------------	------------	----------------------

◇移動用リフト（つり具の部分を除く）

(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	1-8が「できない」	左記のいずれかに該当すれば届出の必要はありません。
(二) 移乗において一部介助または全介助を必要とする者 *昇降座いす等	2-1が「全介助または一部介助」	
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 (※1)	該当する認定調査結果なし	

◇認知症老人徘徊感知機器

(一) 意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶または理解に支障がある者	2-2 移動が全介助以外で、かつ下記の①～④のいずれかに該当している場合は届出の必要はありません。 ① 3-1 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ② 3-2 から 3-7 のいずれかが「できない」 ③ 3-8 から 4-15 のいずれかが「ときどきある」または「ある」 ④ 主治医の意見書に認知症の症状がある旨が記載されている
-------------------------------------	--

◇自動排泄処理装置

(一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	2-6が「全介助」 2-1が「全介助」	(一)(二)の両方に該当すれば届出の必要はありません。
--	------------------------	-----------------------------

判断に迷う時は小金井市介護福祉課介護保険係給付担当までお問合せください。(直通電話042-387-9822)

(※1)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」につきましては該当する認定調査項目が無い場合、主治医から得た情報を踏まえつつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより支援事業者が必要と判断した場合は貸与可能です。(届出の必要はありません。)

上記の基準に該当しない場合は届出が必要です。また、認定期間ごとに必要性の見直しを行い、届出をお願いします。